

募集要項（直方市保健福祉センター自動販売機設置場所貸付）

直方市保健福祉センターにおける自動販売機の設置及び運営を目的とする市有財産の貸付けの相手方を公募（一般競争入札）により募集します。公募に参加される方は、この募集要項をよく読み、各記載事項を承知の上で参加してください。

1 入札に付する事項

（1）貸付物件

物件番号	所在地	設置場所	種類	外形寸法		最低貸付料	位置
				幅	奥行き		
1	直方市津田町7-25	1階自販機置き場（屋内）	缶・ビンPET	2.10m以内	0.90m以内	年額101,975円 （税抜92,705円）	別紙「位置図」参照・配
2	（同上）	2階ラウンジ（屋内）	缶・ビンPET	2.10m以内	0.90m以内	年額101,975円 （税抜92,705円）	

*貸付け面積には、使用済み容器回収ボックス設置部分・取り出し口部分・放熱余地・転倒防止板設置部分を含む。

（2）貸付期間

令和8年7月1日～令和10年3月31日 更新なし
（借地借家法第38条の規定に基づく定期建物賃貸借契約）

（3）用途

自動販売機（飲料）の設置・運営に限るものとします。

（4）貸付料等

年額貸付料は、落札金額に10%消費税及び地方消費税を加算した額とします。令和8年度分については、契約締結後、市が指定する期日までに納付してください。令和9年度分については、令和9年5月31日までに納付してください。なお、初年度は令和8年7月1日から令和9年3月31日までの期間について月割で算定します。

（5）販売手数料

販売実績に100分の10を乗じて得た額（1円未満切捨後、100円未満切上げ）を販売手数料として契約期間中、半期ごとに納入してください。

（6）その他必要経費等

自動販売機の設置及び撤去に要する工事費、移転費等の一切の費用は設置事業者の負担とします。また、自動販売機の運転に必要な光熱費についても、全額設置事業者の負担とし、本市が指定する期日までに全額納入してください。

（7）自動販売機の仕様及び管理運営上の遵守事項

別添「仕様書」のとおりとします。

2 入札参加資格

入札に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たす必要があります。

（1）地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する一般競争入札に参加させるこ

とができない者又は同条第 2 項各号に掲げる者のいずれにも該当しない個人又は法人であること。

- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団、及び同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員ではないこと。また、これら暴力団及び暴力団員と社会的に非難されるような関係を有していないこと
- (3) 暴力団及び暴力団員等の依頼を受けて入札に参加しようとするものではないこと。
- (4) 自動販売機の設置・運營業務について、3 年以上の実績を有する者であること。
- (5) 下記 3 により、あらかじめ入札への参加申込みをした者であること。

3 入札参加申込み

入札に参加しようとする者は、事前に入札参加申込書等の配布を受け、受付期間内に必要な書類を提出する必要があります。

(1) 入札参加申込書の配布期間、受付期間及び配布・受付場所

入札参加申込書等の配布期間	入札参加申込書等の受付期間	配布・受付場所
令和8年5月1日(金)から 令和8年5月27日(水)まで ※土・日曜日、祝日を除く (8時30分～17時まで) ※直方市ホームページからダウンロード可	令和8年5月1日(金)から 令和8年5月27日(水)まで ※土・日曜日、祝日を除く (8時30分～17時まで) ※郵送の場合は、5月27日17時までに右記 受付場所に必着すること。なお、同時刻 を過ぎた場合は受付できません。	直方市健康長寿課 健康企画係 電話 : 0949-25-2275

(2) 提出書類

	提出書類	法人	個人
①	入札参加申込書	○	○
②	誓約書・同意書	○	○
③	商業・法人登記簿謄本(履歴事項全部証明書)	○	
④	住民票		○
⑤	印鑑登録証明書	○	○
⑥	納税証明書	○	○
⑦	役員等一覧	○	○
⑧	自動販売機設置の実績を証明する書類(任意様式)	○	○
⑨	設置する自動販売機カタログ(外観及び仕様が確認できるもの)	○	○

※③、④、⑤については、提出時において発行後 3 月以内のもので、写しも可とする。

※⑥については、以下の区分に応じて提出すること。

【市内業者・法人】

- ◆ 国 税 法人税・消費税及び地方消費税「様式その3の3」
- ◆ 市 税 直方市の完納証明書(滞納のない証明書)

【市内業者・個人】

- ◆ 国 税 所得税・消費税及び地方消費税「様式その3の2」
- ◆ 市 税 直方市の完納証明書(滞納のない証明書)

【市外業者・法人】

- ◆ 国 税 法人税・消費税及び地方消費税「様式その3の3」

【市外業者・個人】

- ◆ 国 税 所得税・消費税及び地方消費税「様式その3の2」

- * 法人は本社名義、個人は代表者名義の証明書
- * いずれも提出時において、発行後3ヶ月以内のものに限ります。

(3) 提出方法

申込書受付期間内に上記受付場所に直接持参又は郵送で、提出してください。

※郵送の場合は、5月27日(水)17時までに受付場所に必着すること。なお、同時刻を過ぎた場合は受付できません。

(4) 入札参加資格の確認

入札参加申込書を受け付けたときは、当該申込者に通知します。なお、設置予定の自動販売機が1(7)に定める仕様に適合しないと認められる場合は、入札参加申込者に対し、機種変更を指示する場合があります。

4 入札

(1) 入札及び開札の日時及び場所

日 時 令和8年6月1日(月)13時30分

場 所 直方市保健福祉センター [会議室名等を記載]

(2) 入札保証金

入札に参加するに当たっては、入札保証金として、入札見積金額(年額)の100分の5以上の現金を持参してください(現金以外での納付を希望される場合は事前にご相談ください)。

なお、入札保証金は、落札されなかった方には、入札終了後、直ちに返還します。落札者には、契約保証金に充当する場合のほか、契約締結後に返還します。

また、次の場合は、入札保証金が免除されます。

- ア. 保険会社との間に市を被保険者とする入札保証金契約(見積金額の100分の5以上)を締結し、その証書を提出する場合。
- イ. 開札の日から過去2年以内に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行したことを証する書面を提供する場合。

(3) 入札方法等

- ア. 入札に参加する者は、入札について不正な協議をしてはならない。
- イ. 入札は、定刻で行う。定刻までに集まらないときは棄権したものとみなします。
- ウ. 入札は、物件番号ごとにそれぞれ1回行います。
- エ. 入札書は、物件番号ごとに入札者又はその代理人が直接持参の上、提出してください。
(郵送による入札は認めません。)
- オ. 代理人により入札するときは、物件番号ごとに必ず「委任状」を提出してください。

カ. 入札書に記載する金額は、「1年間の賃貸借料の額（年額。消費税及び地方消費税額を含まない。）」としてください。

キ. 提出された入札書は、その事由の如何にかかわらず、書き換え、引き替え又は撤回することはできません。

（４）無効な入札

次の各号に該当する入札は無効とします。

- (1) 入札参加資格を有しない者がした入札
- (2) 入札保証金が上記4（2）に定める金額に達しない入札
- (3) 同一の入札について、2以上の意思表示をした入札
- (4) 他人の代理をかね、又は2人以上の代理をしたとき。
- (5) 入札書の金額、氏名、法人の名称又は代表者名が確認し難いもの、その他主要な事項が確認できない入札
- (6) 公正な入札を妨げるなど入札に際し不正行為のあった入札
- (7) 担当職員の指示に従わない者がした入札

5 落札者の決定

（１）開札

開札は、入札書提出後、入札会場において入札者又はその代理人立ち会いの上、直ちに行います。

（２）落札者の決定

- ア. 市が定める最低貸付料以上で最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、同価格の入札により、落札者となるべき者が2以上あるときは、「くじ」により落札者を決定します。
- イ. 落札者が決定した場合、その場で落札者名及び落札金額を入札者全員にお知らせします。また、落札者名、落札金額及び入札業者数について、公表を予定していますので、あらかじめご承知ください。

6 契約

（１）契約の締結

- ア. 契約賃貸借料（年額）は、落札金額に10%の消費税及び地方消費税を加算した額とします。ただし、初年度は令和8年7月1日から令和9年3月31日までの期間について月割で算定します。
- イ. 契約書は別紙のとおりとし、落札者は、記名・押印の上、3（1）の場所に提出してください。
- ウ. 落札者が契約を締結しない場合又は落札者決定後に2に掲げる入札参加資格に該当しないことが新たに判明した場合は、当該落札は効力を失うものとし、納入済みの入札保証金は返還せず、市に帰属するものとします。

（２）契約保証金

- ア. 1. 落札者は、契約締結と同時に、契約保証金として契約賃貸借料（年額）の

100分の10以上の額を納付しなければなりません。

2. 納入済の入札保証金を契約保証金の一部に充当することができます。
3. 契約保証金は、貸付料の納入が遅延した場合においてこれを充当するほか、貸付けに伴う一切の損害賠償に充当します。
4. 契約保証金は、契約期間が満了し、貸付物件の現状回復を確認後、借受人（落札者）の請求に基づき利息を付さずに返還します。

イ. 次の場合は契約保証金の納付を免除します。

1. 保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合
2. 地方自治法施行令第167条の5及び同令第167条の11に規定する入札に参加するのに必要な資格を有する者と契約を締結する場合において、過去2年以内に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行したことを証する書面を提供する場合

7 その他

(1) 現地（設置箇所）確認

各設置箇所は特に立ち入り規制等をしていませんので、開庁時間（土・日・祝日を除く。8：30～17：00）に自由に現地を確認していただいて結構です。

(2) その他

・本要項に定めのない事項は、地方自治法、地方自治法施行令及び直方市契約規則の定めるところによります。